

1. 不登校といじめとの関連について

本委員会の調査から不登校といじめの関連について明確に指摘できることは得られなかった。なぜなら、いじめに関する事実が明確にならなかったからである。具体的には、「禁足」に対する不満から学校の雰囲気が悪くなり、不満のはけ口が当該生徒に向かいいじめ被害をうけた可能性が非常に高いと考えた。しかし、いじめの加害と被害の関係を明確にすることができず、可能性の指摘に止まるものと考えた。以上が、不登校といじめの関連に関する本委員会の見解である。

ただし、いじめがあったと断言できないが、学校の雰囲気を考慮するといじめがあった可能性が高く、それが不登校の原因の一部になっていると考えられる。また、不登校の最も大きな原因は、禁足による対応後の学校の雰囲気であると考えられる。

2. 不登校に至るまでの事実調査の検証について

トイレ清掃用具入れの中から筆箱が見つかって以降、学校は筆箱を隠した生徒を捜し出そうとした。しかし、申し出がないことから「禁足」を行った。禁足とは、昼休み中にトイレ使用を除き、教室からの外出を禁止して学習活動をするものであった。禁足によって生徒の不満が高まって学校の雰囲気が悪くなり、そのはけ口として当該生徒が暴言や暴力を受けた可能性が考えられた。本委員会は禁足によって筆箱を隠した生徒から申し出があるだろうという学校の考えには合理性が認められず、むしろ、「(連帯責任をとらせて) 自由な時間を拘束する」という罰による対応であり、不適切であったと考える。また、学校長が禁足を認めたことは、熟考が不足し判断に誤りがあったと考える。

保護者は学校の対応が不適切で、それが原因となって当該生徒の心理的な負担が大きくなったと考えていた。また、性格や生徒同士の間人間関係などに考慮して「犯人捜しをしないこと」や、ケアを第一に考えて「学校を休ませること」、「フリースクールに通学すること」などを学校に申し出た。しかし、学校では加害生徒への指導を目指して、聞き取り調査などが行われた。以上のような学校の対応と保護者の要望にギャップがみられ、学校と保護者がうまく連携できず、適切な対応が出来なかったと考える。

なお、調査によると、2014年6月の時点で、学校長と学年主任はいじめがあったと認識していなかったとのことであった。その理由としては、①保護者からの申し出によって、暴言や暴力の加害者を特定することが止められて中途半端な対応になったことと、②フリースクールにスムーズに通えたので教員が重大な問題ではないと考えたこと、③禁足が暴言や暴力の原因になる可能性があるとの考えに至らなかったことなどが関係していると考えられた。学校関係者がいじめによる不登校と認識したのは、2年次の8月に保護者からの申し出があってからのことであった。

3. 学校及び教育委員会の対応の検証について

本委員会では、不登校の期間に学校復帰に向けた取り組みができなかったことが大

きな問題であると考える。

学校の雰囲気嫌だという理由でフリースクールへ通学することやそれを中学校の出席と認めることも配慮の視点から適切であったと考える。その一方、フリースクールが居場所になっていると理解したため、学校復帰を目指した対応がほとんどなされなかったことは、対応として不十分であり、その結果、不登校を長引かせてしまったと考える。この点について、学校及び教育委員会に大きな責任があると考える。

学校及び教育委員会がいじめによる不登校であると認識したのは2年次の8月であった。それまでは不登校という認識であった。それは、当該生徒に関わっていじめがあったという認識が学校になかったからであった。学校及び教育委員会は、2年次の8月以降は保護者の要望に応じて、保護者の納得が得られるように対応した。具体的には、全校集会を通して当該生徒の名誉の回復を図ろうとした。3年次でも不登校が続き、12月以降は保護者の要求に応えることが学校及び教育委員会の主な対応となった。

長期にわたる不登校の生徒が学校復帰するためには、生徒本人と周囲の人々の相当の努力が必要であることは想像に難くない。しかし、本事案では、学校及び教育委員会、保護者が当該生徒の学校復帰に向けて協力することができなかった。

4. 学校及び教育委員会の今後に向けての取り組みの検討について

当該生徒はすでに中学校を卒業しており、学校及び教育委員会ができる取り組みについて指摘することは難しい。

5. 学校及び教育委員会がとるべき措置への提言について

(1) 学校

- ①定期的に不登校やいじめに関する研修会を実施する。
- ②不登校やいじめは起こるものとの認識をもって早期発見に努める。
- ③坂下中学校の「学校いじめ防止基本方針」を改訂する。
- ④「学校いじめ防止基本方針」を生徒・保護者に周知徹底する。
- ⑤「いじめ対応委員会」を組織していじめに早急に対応する。
- ⑥弁護士会などによる「人権教育」などのいじめ未然防止の取り組みを行う。
- ⑦学校内部でネットワークを形成して生徒の情報を共有する。
- ⑧外部連携機関とネットワークを形成する。

(2) 教育委員会

- ①「教育委員会いじめ防止基本方針」に則っていじめ問題に率先して取り組む。
- ②「教育委員会いじめ防止基本方針」を住民に周知徹底する。
- ③各学校に不登校やいじめなどの報告を求めて対応状況を確認して各学校と連携していじめ解消に向けて積極的に取り組む。
- ④不登校やいじめなどの対応に関する研修会を開催する。
- ⑤適応指導教室の整備やフリースクールとの連携のあり方を検討する。